

校 長	教 頭	教 頭	副教頭	教務課	生徒課	保健主事	養護教諭	学年主任	担 任

保護者様
年 組 番 氏 名

清水国際高等学校長

感染症による出席停止用紙

お子様は、下記の疾病（○印）にかかっているか、またはその疑いがあります。
つきましては、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止をしてください。
なお、病気が治りましたら、下の登校許可証明書に医師に記入してもらい、学級担任へご提出ください。
また、インフルエンザの場合は「インフルエンザによる出席停止用紙」をご提出ください。

種	○印	感 染 症 名	出席停止の期間の基準 (ただし、疾病により医師が感染のおそれがないと認めた時は、この限りではない)
1		病名 ()	治癒するまで。
2		インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで。
		百日咳	特有の咳（せき）が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
		麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで。
		流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
		風しん	発しんが消失するまで。
		水痘（水疱瘡）	すべての発しんが痂皮化するまで。
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
		結核	病状により医師が感染のおそれがないとみとめるまで。
		髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないとみとめるまで。
3		コレラ	病状により医師が感染のおそれがないとみとめるまで。
		細菌性赤痢	
		腸管出血性大腸菌感染症	
		腸チフス	
		パラチフス	
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	
		その他感染症 ()	

※学校保健安全法19条には、「校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。」と定められています。

登校許可証明書

学校長様
年 組 番 氏 名 (保護者記入)

1 病名を記入または、○で囲んでください。

第1種	病名 ()
第2種	インフルエンザ 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風しん 水痘 咽頭結膜熱 結核
第3種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症 ()

2 停止期間 月 日 から 月 日 まで

上記の者の病気は感染するおそれなくなりましたので、登校しても差し支えないものと認めます。

年 月 日 医師名 印